

県立学校行政文書規程の一部を改正する訓令の制定について

令和4年3月22日
教育振興部教職員課
電話：043-223-4036

1 改正理由

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令が令和4年1月1日から施行されたことを受け、電子決裁を推進するための規定の整備を行う。

県立東葛の森特別支援学校が令和4年4月1日に開校することなどにより、規定の整備を行う。

行政手続等における押印見直しにより、様式の整備を行う。

2 改正の概要

(1) 特別支援学校の開校等（別表第二（第二十条第一項第一号））

学校名「千葉県立東葛の森特別支援学校」記号「東森特」を新設するなどの改正を行う。

(2) 電子決裁の推進（第十五条第二項）

電子決裁の推進のため、起案の内容が重要若しくは異例なもの、秘密を要するもの又は合議を要するものについて、電子決裁を可能にする。

(3) 電子供覧の推進（第二十二条）

(4) 電子決裁文書に紙回付文書がある場合の規定の整備（第二十三条）

電子起案のうち、総合文書管理システムに記録することができない文書等について、紙媒体での記録（回議）によることができることとする。

(5) 公印の押印の見直し（第三十一条）

公印省略の範囲は、現行では、軽易な内容のもののほか、教職員課と協議の上決定するとされているが、改正後は、公印を押印しなければならない場合を規定し、それ以外は公印省略できる扱いとする。

(6) 行政文書を廃棄した旨の記録の電子化（第三十八条第三項）

行政文書を廃棄する場合、簿冊の目録等を抜き取り、余白に廃棄日を記入して所属で10年間保存することとしているが、廃棄した記録を総合文書管理システムに記録する方法に変更するために改正を行う。

(7) 行政手続等における押印の見直し（第五号様式、第六号様式、第七号様式）

様式中の罫を削るなどする。

(8) その他文言の整理

3 施行期日

令和4年4月1日